

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 松下建設株式会社  
代表者及び住所 大阪府東大阪市若江東町4-4-13  
代表取締役 松下 正人
2. 指名停止措置期間 : 令和6年11月8日から令和7年2月7日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 落札決定後の令和6年10月3日、落札決定者である松下建設(株)から「配置を予定していた監理技術者が退職するため配置できなくなった。他に本工事の条件にあてはまる技術者もない。」とのことから契約辞退の意向が示された。  
その後、令和6年10月4日に契約辞退届が提出され、契約辞退したものである。
5. 指名停止措置理由 : 松下建設(株)が落札決定後に契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

### ○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)